

2010年度
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

刑事訴訟法 問題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません

【刑事訴訟法 問題】

以下の設例を読んで、設問に答えなさい。

【設例】

2009年2月1日午前1時頃、警察官PとQは、不審車両が路上に駐車しているとの通報を受けてパトカーで現場に赴き、車外に出ていたAに職務質問を開始した。同時に車体番号を調べて照会した結果、車両は盗難車であることが判明した。Aは免許証の提示には応じたが、車両の所有関係等については曖昧に答えるだけで、途中から質問に答えなくなった。そこで更に取調べの必要があると考え、PらはAに約4キロ離れたX警察署への任意同行を求めた。車両は後でレッカー車でX警察署に運ぶことにした。任意同行の求めに対して、Aは「絶対に行かん」と言って拒否し、車両にしがみついた。Pは「ごちゃごちゃ言うな」と一喝して、PとQがAの身体の両側からその両腕を抱え込んで車両から引き離し、パトカーに押し込もうとしたが、Aが激しく暴れて抵抗したので、PとQは二人がかりでAの身体を押さえつけ、Aに両手錠をしてパトカーの後部座席に押し込んだ。パトカーの中では、Aを真ん中にしてPとQがAの身体を挟み込んだ。午前1時50分頃にX警察署に到着して取調室に入った際、手錠はずされた。Aは「警察には来ないと言っただろう。帰る」と叫んだが、PとQはこれを無視し、取調室でAの興奮状態が落ち着くまで静観していた。その間、Aに覚せい剤使用の前科があることが判明し、またAの挙動等に覚せい剤使用者に特有の様子が窺えたので、X警察署到着から1時間少し経過した午前3時頃、PがAに「尿を調べたい」と申し入れた。Aが「それは任意か、強制か」と聞いたので、Pが「任意だ」と答えたところ、Aは「小便したくなったら提出する」と応じ、午前4時頃尿を任意提出した。その際、Aは「尿の任意提出書」と「尿検査同意書」に署名指印した。鑑定の結果、提出された尿から覚せい剤成分が検出され、その旨の鑑定書（以下、尿鑑定書という）が作成された。

その後、Aの覚せい剤使用の被疑事実について尿鑑定書を主たる疎明資料として、A宅を捜索場所とし「覚せい剤及びこれを使用するための器具」を差押目的物とする捜索差押令状が発付され、この令状に基づく捜索により、A宅からビニール袋に入った覚せい剤1袋（以下、覚せい剤1袋という）が発見され、差し押さえられた。

Aは覚せい剤の使用及び所持の罪で起訴され、検察官から尿鑑定書と覚せい剤1袋が証拠調べ請求された。

【設問】

覚せい剤1袋の証拠能力について論じなさい。